

みなさんのご意見を お寄せください



市民政策コメント

◆公式ホームページにも
資料を掲載しています。

重要文化財 ^{新たに}旧美歎水源地水道施設保存整備基本計画（案）

国府町美歎の「旧美歎水源地水道施設」は、近代水道施設のシステムを知るうえで貴重な文化財として、その歴史的価値が高く評価され、昨年6月18日に国の重要文化財（建造物）として指定されました。

教育委員会では、市民の誇りとなる遺産にふさわしい保存整備を進めるため、基本計画（案）をまとめましたので、ご意見を募集します。

基本理念（抜粋）

本市の水がめとして大正から昭和にかけて市民生活を支えてきた旧美歎水源地水道施設は、一連のシステムがほぼ開設当時の形で残されている全国で唯一の遺産です。また、施設の維持管理に従事するなど、地元の住民とのつながりが深い場所でもあります。このため、この施設の歴史と価値を高め、広く後世に伝えるため、長期的な視点に立った保存整備計画を策定します。

基本方針

- 保存の方針**：水源地を形成する自然環境に配慮しながら、水源地の本質的・文化財的価値の永続的な保存をめざし、現存する建造物・土木構造物の保存、地下設備の保全を図る。
- 整備の目標**：上水道の一連のシステムがそろった水源地景観・水道施設の全体像を理解できるよう、整備目標年代を現在の施設配置で機能しはじめた昭和初期に

設定し、整備を行う。

- 管理の方針**：市民・関係機関と協働し、水源地の保存・利活用と適切な維持管理を行う。
- 活用の方針**：近代水道の一連のシステムが残されているという特性を活かし、その価値を理解できるような保存・活用を進める。また、周辺の観光施設などと連携し、歴史学習の場、市民の憩いの場としてふさわしい整備・活用を行う。



ご意見のあて先、 資料の配置場所はこちらです！

提出方法 様式は問いません。住所・氏名を明記のうえ、郵送、ファクシミリ、電子メール、持参のいずれかで

資料配置 7月1日（火）から市役所本庁舎総合案内所/市役所本庁舎文化財課/市役所駅南庁舎総合窓口/各総合支所地域振興課/各中央公民館/やまびこ館/因幡万葉歴史館/あおや郷土館/福部歴史資料館

提出期限 7月31日（木）必着

提出・問い合わせ先 市役所本庁舎文化財課

☎(0857)20-3359 ☎(0857)21-1594

電子メール kyo-bunka@city.tottori.tottori.jp

平成19年度 情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況をお知らせします

情報公開制度

本市は、公正で開かれた市政の推進のため、市民のみなさんからの請求に応じて、市が保有する情報を公開する「情報公開制度」を設けています。平成19年度の行政文書開示請求の状況をお知らせします。

1 開示請求者の内訳

区分	個人	法人・団体	合計
市内在住者	29	14	43
市外在住者	32	36	68
合計	61	50	111

2 開示状況

主な請求内容は、開発行為許可申請書、建築計画概要書、公共事業（工事等）に関するものでした。「部分開示」は、個人情報に該当する部分を一部不開示にしたものです。

機関	全部開示	部分開示	不開示	対象文書なし	合計
市長	25	56	0	18	99
監査委員	1	0	0	1	2
農業委員会	1	1	0	0	2
議会	3	1	0	2	6
市長（市立病院）	2	0	0	0	2
上記以外※	0	0	0	0	0
合計	32	58	0	21	111

※教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者

3 不服申し立ての状況

「部分開示」「不開示」などに係る不服申し立てはありませんでした。

個人情報保護制度

本市が保有する市民のみなさんの個人情報を守るため、「個人情報保護制度」を運用しています。この制度は、本市における市民のみなさんの個人情報を適正に取り扱うルールを定めるとともに、ご自身の個人情報の開示請求を行う権利を保障するものです。

平成19年度の行政文書開示請求の状況をお知らせします。

1 開示請求の対応状況

機関	全部開示	部分開示	不開示	対象文書なし	合計
市長	8	0	0	1	9

※市長部局以外への開示請求はなし

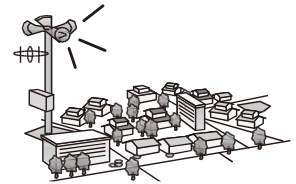
※個人情報の訂正等請求、利用停止等請求はなし

※実施機関の決定に対する不服申し立てはなし

問い合わせ先

市役所本庁舎総務課 ☎(0857)20-3105

鳥取・国府地域に防災無線を整備します



防災無線は、津波などの自然災害の発生が予想される場合や、さまざまな緊急情報を市民のみなさんへ伝える重要な情報伝達手段です。有線放送と違い、地震などによる断線の心配がありません。

鳥取・国府地域以外の地域については、すでに運用しているところですが、鳥取・国府地域についても、平成22年度の完成をめざし、整備を進めています。

放送内容

●災害時

さまざまな災害情報をお知らせするとともに、津波警報などの場合はサイレンを鳴らして注意を促します。

災害種別	放送区域	サイレン
地震	市全域	
津波注意報・警報	対象地域	○
大雨・洪水警報	対象地域	
避難勧告・指示	対象地域	○
人命などに関わる緊急情報	対象地域	

※平成21年以降は、上記のほか災害情報や国からの防災情報なども提供します。

●平常時

動作確認のため、定時に音楽を流します。
12:00 ふるさと 18:00 夕焼け小焼け

整備のスケジュール

●屋外拡声機

情報を受信するアンテナと緊急放送を行うスピーカーを取り付けた柱を設置します。

運用開始	平成20年7月下旬	平成21年1月	平成22年1月
対象地区	明德、富桑、城北、美保、美保南、倉田、大和、美穂、大正、末恒、賀露、千代水、浜坂	久松、醇風、遷高、修立、日進、中ノ郷、稲葉山、岩倉、美保、美保南、面影、神戸、大和、美穂、大正、東郷、末恒、湖山、湖山西、千代水、浜坂	美穂、東郷、豊実、明治、松保、大郷、吉岡、米里、津ノ井、若葉台、国府（あおば、宮下、谷成器、大茅）

※斜体の文字の地区は、段階的に運用を開始します。

●戸別受信機

屋外拡声機から遠い住宅、市指定の避難所や地区公民館、自主防災リーダーなどの住居に受信機を設置します。

運用：平成22年1～6月に、整備完了後、随時開始

問い合わせ先

市役所本庁舎危機管理課 ☎ (0857) 20-3118

食中毒に注意！



食中毒を引き起こす細菌に負けないで！

夏の暑い時期、細菌による食中毒が多く発生します。食中毒は、下痢や腹痛でつらい思いをしますし、場合によっては生命に関わることもあります。

以下のポイントをしっかり守り、家庭での食中毒を予防しましょう。

食中毒予防の三原則

その1 細菌を付けない

- 調理前はもちろん、生の肉、魚、卵などを調理したら、そのたびに手や包丁、まな板などの調理器具をこまめに洗いましょう。
- 肉や魚を冷蔵庫で保存する場合は、ほかの食品に触れたり肉汁がかかったりしないように、ラップなどに包みましょう。
- ふだんの生活の中で清潔にしておくことが大切です。トイレ、オムツの交換、鼻をかんだ後など、しっかりと手洗いをしましょう。

その2 細菌を増やさない

- 食品は台所などに長時間出しっぱなしにせず、冷蔵庫に保存しましょう。
- 冷蔵庫は10℃、冷凍庫は-15℃を目安に温度管理を行いましょう。食品の詰め込みをせず、長期間保存の物に注意し、庫内を常に清潔に保ちましょう。
- 料理はできたてを食べましょう。古くなって食中毒が心配なものは、思い切って捨てましょう。

その3 細菌をやっつける

- 食品は十分に加熱しましょう。食品の中心部が75℃以上の温度を1分間以上保つように加熱するのが目安です。
- まな板やふきんなどの調理器具は、定期的に消毒しましょう。

食中毒にかかったら

早めの受診を

食中毒の軽視は禁物！合併症などで生命に関わる場合もあります。早めに医療機関で受診しましょう。

水分を十分に

家庭で療養する場合は、下痢や嘔吐で脱水症状になりがちです。水分を十分に補給しましょう。

問い合わせ先 中央保健センター（さざんか会館内）
☎ (0857) 20-3191

第58回社会を明るくする運動

統一標語「防ごう犯罪と非行 助けよう立ち直り」
強調月間 7月1日～31日

犯罪の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築きましょう。

問い合わせ先 市役所南庁舎高齢社会課 ☎ (0857) 20-3453

